

福島県知事 佐藤 雄平 様

計画的避難区域内に放置してある車両の自動車税の減免に関する要望書

東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害により、浪江町民は、過酷な避難生活を続けております。

過日、自動車税納税通知書が発付されましたが、当町の計画的避難区域において、自動車を放置せざるを得なかった事情は、下記の理由により、警戒区域と同様であります。

つきましては、計画的避難区域内に放置してある車両の自動車税についても、持ち出していない場合は、警戒区域と同様に減免の対象にしていただきますよう要望いたします。

記

1 警察は、当町において、警戒区域の入口に設置しなければならない検問所を、原子炉から約30km地点の計画的避難区域内の国道114号線に設置している。

この検問所から警戒区域内まで、進入を制限する関所がないた

め、警察は、実質的に、この検問所から先への進入を制限している。

また、国道 114 号線以外の道路については、進入できないようには障害物を置いている。

それらの運行不能措置により、警戒区域と同様に、自動車の持ち出しに著しく支障がある。

災害により道路が寸断されるなどして、運行できなかった期間がある車両は、自動車税が減免されるが、当該地域の車両は、災害対応の警察の人為的措置により運行できない状況にあること。

2 浪江町における計画的避難区域は、警戒区域以上の放射線量があり、被ばくの観点から、地域住民において自動車の持ち出しができない場合があること。

平成 24 年 1 月 26 日

浪江町長 馬場 有